

宮城県後期高齢者医療広域連合条例第12号（平成19年3月28日）

職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

研修を受ける場合

厚生に関する計画の実施に参加する場合

前2号に掲げる場合を除くほか、任命権者が定める場合

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。